

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和6年2月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

- (1) 名 称 長岡アークプラザ北
所在地 長岡市古正寺町中割159-1 外
設置者 アークランズ株式会社 他1者
- (2) 名 称 長岡アークプラザ南
所在地 長岡市古正寺町中割56 外
設置者 アークランズ株式会社 他2者
- (3) 名 称 アークプラザ柏崎
所在地 柏崎市茨目1丁目字西田708番地1 外
設置者 アークランズ株式会社
- (4) 名 称 新発田舟入ショッピングセンター
所在地 新発田市舟入町3丁目651 外
設置者 アークランズ株式会社 他2者
- (5) 名 称 妻有ショッピングセンター南館
所在地 十日町市高田町六丁目711番地2 外
設置者 アークランズ株式会社 他4者
- (6) 名 称 ホームセンタームサシ十日町店
所在地 十日町市高田町六丁目900番地2 外
設置者 アークランズ株式会社
- (7) 名 称 ホームセンタームサシ村上店
所在地 村上市大字仲間町386番地
設置者 アークランズ株式会社
- (8) 名 称 アークプラザ上越東
所在地 上越市下門前388番地
設置者 アークランズ株式会社
- (9) 名 称 ホームセンタームサシ新井店
所在地 上越市大字西田中字久ノ田11番1 外
設置者 アークランズ株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（店舗の名称及び所在地、設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和5年9月15日

3 意見の概要

1-(1)、(2)

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

1-(3)

(1) 柏崎市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

1-(4)

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

- (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。

1－(5)、(6)

- (1) 十日町市からの意見の概要
意見なし

- (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。

1－(7)

- (1) 村上市からの意見の概要
意見なし

- (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。

1－(8)、(9)

- (1) 上越市からの意見の概要
意見なし

- (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和6年2月2日から令和6年3月1日まで